

八戸市社会福祉協議会

第3期

地域福祉活動計画



 社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会

目 次

第1	第3期地域福祉活動計画の概要	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の推進体制	3
4	計画期間	3
5	計画策定に向けた課題の整理	4
第2	計画の目指すもの	
1	基本理念	7
2	基本目標	8
3	計画の体系	9
第3	活動計画	
1	基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり	10
2	基本目標Ⅱ 福祉の心を育む人づくり	12
3	基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり	14
4	基本目標Ⅳ 組織体制の強化と基盤づくり	18
第4	計画の推進状況の把握と評価	20
資 料		
1	計画策定委員会設置要綱	22
2	計画策定委員会委員名簿	24
3	計画策定の経過	25
4	計画策定のための調査等	26

第1 第3期地域福祉活動計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化等の進行により、家族や親族の支え合いが希薄化し、地域の支え合いの機能も低下してきています。また、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の改正による地域包括ケアの展開など、社会福祉をとり巻く環境は大きく変貌しようとしています。

そのような中、一人ひとりの住民が、課題を抱えたまま孤立に陥ることがないように、人と人とのつながりを強めるとともに、関係機関の連携・協働による支援の取り組みを進めることが重要となっています。

八戸市社会福祉協議会（以下、市社協とする。）は、平成11年度に第1期八戸市地域福祉活動計画を策定し、「福祉のまちづくりを目指して」を基本理念に、地域福祉を推進するための諸事業を行ってきました。

また、平成22年度に第2期地域福祉活動計画を策定し、「誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」を基本理念に、地区社会福祉協議会（以下、地区社協とする。）（※1）を主体とした支え合いの事業に重点的に取り組んできました。

このたび、第2期地域福祉活動計画を引き継ぎ、新たな福祉課題・生活課題に対するフォーマル（※2）・インフォーマル（※3）の支援ネットワークを構築し、支援を地域全体に広げる環境づくりを目指すことを目的に、第3期地域福祉活動計画を策定しました。

（※1）地区社会福祉協議会

地域の人々が「自分達の地域は自分達で良くして行こう」という気持ちで、おおむね中学校区単位に組織された任意の団体。

（※2）フォーマル

公的に制度化された状態。

（※3）インフォーマル

公的に制度化されていない状態。

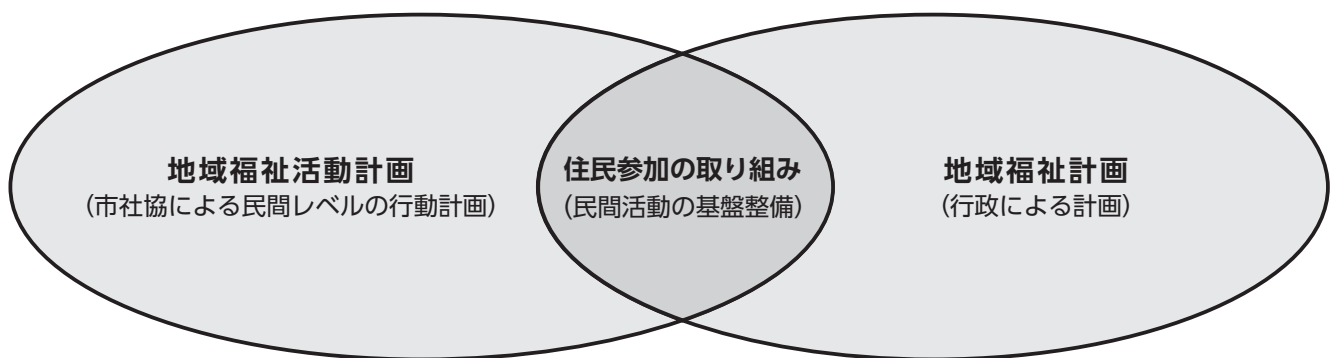
2. 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」(※4)は、地域福祉を推進する民間レベルの活動・行動計画で、市社協が地域住民の方々とともに策定するものです。

地域福祉の推進を住民の立場から目指していくための計画であるとともに、市社協の活動の基本となる計画として位置づけます。

また、行政の計画である「八戸市地域福祉計画」(※5)と相互に連携し、協働的関わりを持ちつつ地域福祉の推進を目指すものです。

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係図



(※4) 地域福祉活動計画

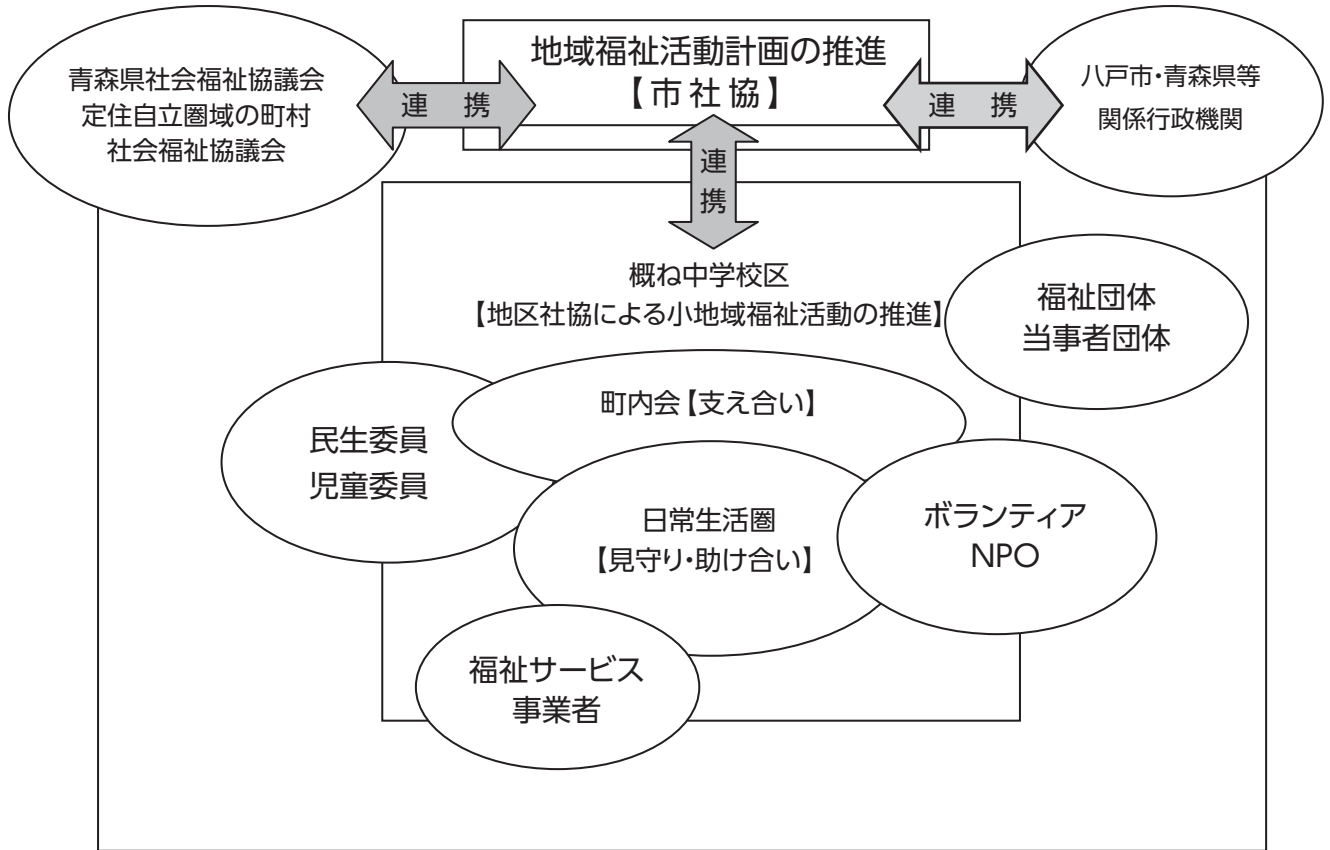
平成12年6月、社会福祉法において地域福祉の推進を図る中核的な団体として、市町村社会福祉協議会が位置づけられた。「地域福祉活動計画」は、この地域福祉の推進を实践する社会福祉協議会が策定する行動計画であり、広範な住民参加による地域の支え合いを実現していくため、地域の皆さんや各種団体が主体的に参加し、その意見が反映される民間の地域福祉活動の行動指針である。

(※5) 八戸市地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定される行政の地域福祉計画であり、八戸市総合計画を上位計画とし、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、関連施策を総合的に推進する計画である。

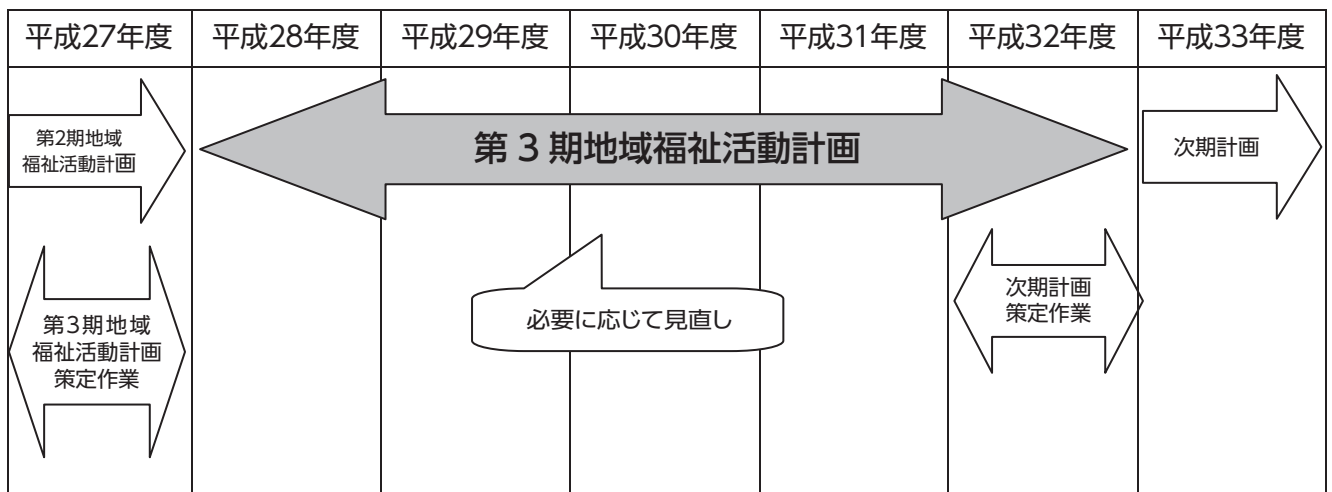
3. 計画の推進体制

地域福祉活動計画の推進にあたり、市社協と地域住民、ボランティア、福祉団体、事業者、行政など、地域福祉を担う主体と相互に連携を図りながら取り組みを進めていきます。



4. 計画期間

第3期地域福祉活動計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。今後、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、見直しを図ります。



5. 計画策定に向けた課題の整理

①地区社会福祉協議会の地域支援のあり方

- 小地域ごとの福祉活動の推進組織として、概ね中学校区を単位に26地区の地区社協が設置されているが、活動には地域差があり、また、地区社協未設置の地区もあるのが現状である。
- 地域のニーズを把握するために、地域福祉懇談会を定期的に行っているが、参加する方の年齢層が固定化しており、様々な年代のニーズの把握には至っていない。
- 地域福祉を担う人材が固定化・高齢化しており、一人でいくつもの役職を兼務している方も多く、負担感が増している状況にある。活動を次世代に引き継ぐためにも、新たな人材の養成が必要となっている。

②ボランティア育成のあり方

- アンケート調査の結果、ボランティア活動をするうえで支障となるものとして、「どのような活動があるのか情報を得られない」、「興味を持てる活動が見つからない」と回答した方が多くあった。ボランティアセンターの存在と役割をより多くの方に周知するとともに、災害時を含めた幅広い分野のボランティア活動情報を発信する必要がある。
- ボランティア登録者が固定化しており、また若年層の登録者が少ないことから、さまざまな年代の方がボランティア養成講座等に参加できるような工夫が必要である。
- 市内の小学校、中学校、高等学校などからの要請により、福祉体験学習の出前講座を実施しているが、地域や企業などでも取り入れられるようプログラム内容を工夫し、あらゆる世代にボランティア意識を普及させることが必要である。

③災害時のボランティア活動のあり方

- 平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災での経験を踏まえ、今後、大規模災害時に開設される災害ボランティアセンターのスムーズな運営に向けて、人材育成や協力をいただく団体間の平常時からのネットワーク化が必要である。また、平成25年3月に作成した「八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づいて、定期的に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、様々な課題を検証していくことが必要である。

東日本大震災に際し、市社協では平成22年6月に八戸市と締結した「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」にもとづき、3月14日（月）から5月31日（火）までの79日間、八戸市災害ボランティアセンターを設置した。運営にあたり、青森県社会福祉協議会をはじめ、県内市町村社会福祉協議会の職員やボランティア団体の応援をいただき、災害ボランティアの受付、被災者ニーズの把握、ボランティアのマッチング等を行い、被災家屋の掃除・片づけなどを支援した。

【活動実績 災害ボランティア登録者 1,262人、活動件数 412件、活動延人数 2,392人】

④子育て世帯への支援のあり方

- 核家族化や近隣関係の希薄化により、子育てをめぐる環境が変化し、子どもの発達の問題、家庭の養育力の低下、子どもへの虐待、地域での孤立など子育てに関する様々な課題がある。
- 地域での子育て支援として、ファミリーサポートセンターや地区社協で実施している子育てサロンの協力者の育成を行い、より多くの子育て世帯に情報提供していく必要がある。

⑤高齢者世帯への支援のあり方

- 高齢化、核家族化が進行し、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者世帯が着実に増加傾向にある。アンケート調査においても、「高齢者への支援活動」、「地域での声かけ・見守り活動」の充実が期待されている。
- 家族形態の変化に加え、地域のつながりの希薄化などにより地域社会全体の相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の孤立を防ぐための支援や見守り体制の確保が必要である。

⑥障がい児・者への支援のあり方

- 障がい児・者が自分らしく自立した生活（※6）を営むことのできるよう、ノーマライゼーション（※7）の理念の実現を目指した支援が必要である。
- 「共に生きる社会」の実現に向けた、心のバリアフリー（※8）の促進が必要である。

⑦生活困窮者への支援のあり方

- 生活困窮者は、就労、心身の不調、家計、家族の問題など、多様で複合的な課題を有しており、既存制度では対応ができず、「制度の狭間」に陥っている状況にある。
- 平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立（平成27年4月施行）し、この法律に基づいて、平成27年4月から八戸市の委託事業により「八戸市生活自立相談支援センター」を運営している。生活困窮者が抱える課題に向き合い、生活保護に至る前の段階の自立を支援し、地域全体で生活困窮者を支えていける体制を整備していく必要がある。

⑧福祉サービス利用者への支援体制の充実

- 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者が、地域で安心して暮らすために、「日常生活自立支援事業」の充実や「成年後見制度」の利用促進が期待されている。
- 市社協では、福祉サービス第三者評価機関としての認証を受け、福祉施設の福祉サービス第三者評価（※9）を行ってきたが、福祉施設の受審は進んでいない状況である。今後、第三者評価の受審を推進し、福祉サービスの質の向上につなげると共に、評価結果等が利用者のサービス選択に役立つ情報になるような取り組みが必要である。

⑨社協の運営体制の強化

- 市社協の会員会費は、地域福祉を推進するために欠かせない財源であるが、認知度が低く、収入も微増に留まっている状況にある。地域住民の方々に会費制度の趣旨や活動をご理解いただき、より多くの方に協力していただけるような広報活動が必要である。
- 地域福祉の推進役として、安定した地域福祉活動に取り組むために、自主財源の確保等の財政基盤の強化が必要である。
- 地域住民や福祉関係団体等との連携強化を図り、複雑多様化するニーズに対応できる体制づくりが求められている。
- 介護保険事業者や指定管理者として、市民から信頼される適正な事業の実施・施設運営が求められている。
- 介護保険法の改正により収入減が見込まれており、今後の取り組みの在り方についても検討していく必要がある。

(※6) 自立した生活

障がい者や高齢者等が、介護などの支援を受けながらも、主体的に自らの生き方を選択する自由がある状態。

(※7) ノーマライゼーション

住み慣れた地域社会において、障がいを持った人も健常者も何ら区別なく生活していくことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

(※8) バリアフリー

バリアフリーとは、もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられている。

(※9) 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価は、事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価するもの。

第2 計画の目指すもの

第3期地域福祉活動計画は、次の基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げ、体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

1. 基本理念

「誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」

～育てよう「思いやりの心」・つなげよう「人との絆」～

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送れるような社会の実現を目指すものです。

そのためには、子どもから高齢者まで人と人がふれあい、相互理解を深め、お互いに助け合い、支え合うことが重要です。また、自分たちの住んでいる地域の現状や課題などを、自分たちの問題として認識し、住民が主体となって問題解決の実践者として参加していくことが重要です。

第3期地域福祉活動計画の基本理念は、第2期地域福祉活動計画の基本理念を引き継ぎ、「誰もが安心して生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」と定め、その実現を目指します。

また、第3期地域福祉活動計画では、希薄化した地域の人と人がつながり、支え合うことの大切さをより広げていこうという思いを込めて、～育てよう「思いやりの心」・つなげよう「人との絆」～というサブタイトルを設定しました。

2. 基本目標

I みんなで支え合う地域づくり

地域の福祉課題の解決を目指し、地域住民が主体となった福祉活動を支援します。また、地域福祉活動を継続していけるよう、その担い手を育成し、地域福祉の協力者を増やすことを目指します。

II 福祉の心を育む人づくり

福祉教育の推進を図り、より多くの人たちにボランティア活動や市民活動のきっかけづくりを提供できるような取り組みを進めます。

III 安心して暮らせる地域づくり

福祉ニーズを持つ方の自立した生活を支援できるような相談支援体制づくりに努めます。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

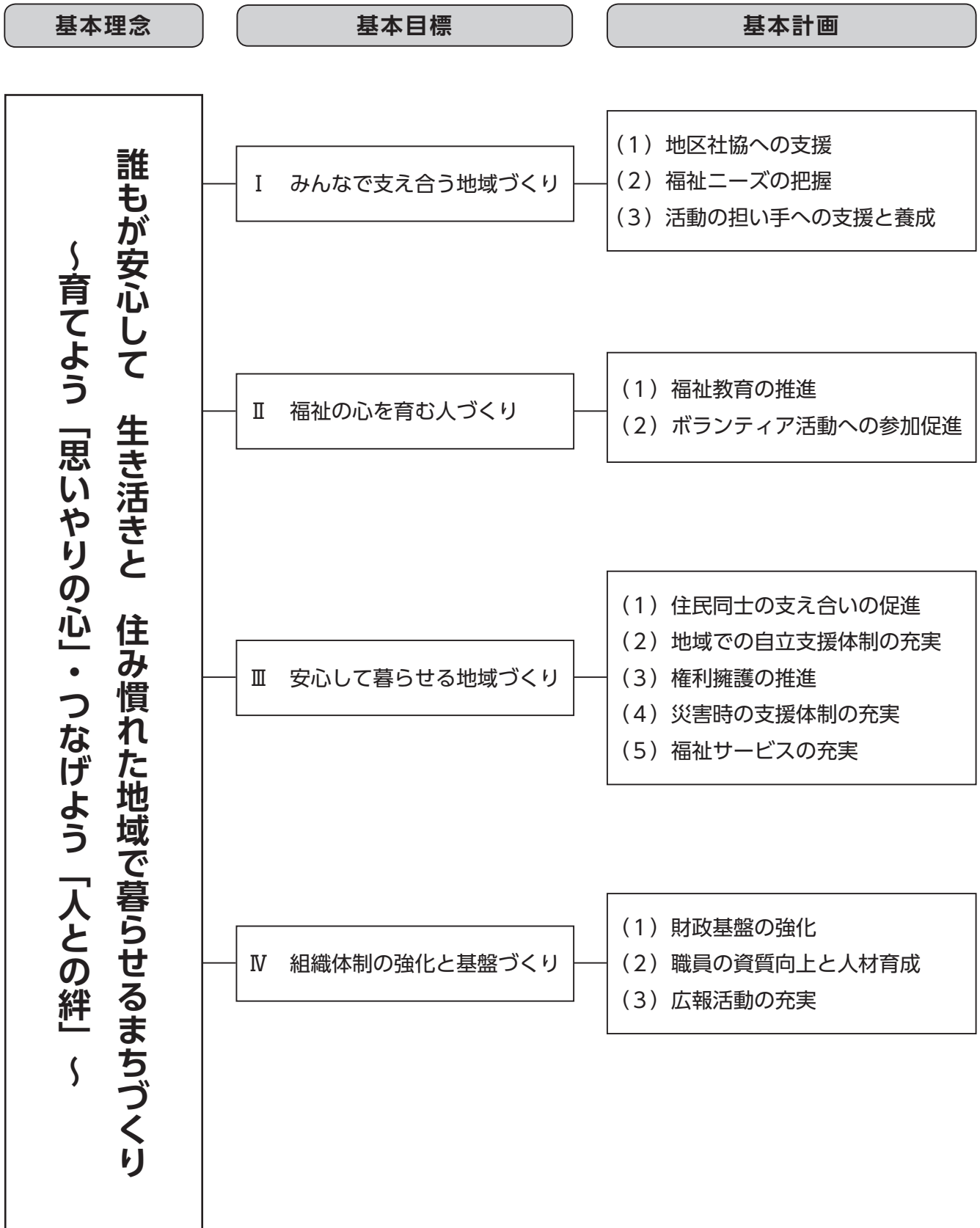
IV 組織体制の強化と基盤づくり

I～IIIの目標達成のために、組織体制・財政基盤の強化を図るとともに、職員の資質向上、広報活動の充実に努めます。



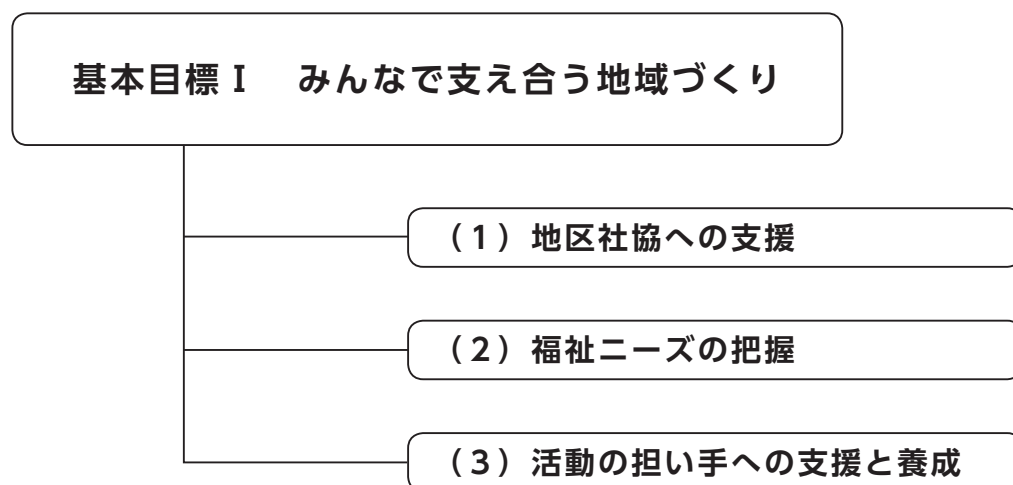
3. 計画の体系

4つの基本目標を達成するために、具体的な活動計画の指針となる基本計画を次のとおり設定します。



第3 活動計画

基本計画実現のために、具体的な活動計画を次のとおり定めます。



I-1 (1) 地区社協への支援

住民の地域福祉活動への理解と参加を促進し、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
地区社協の育成支援	各地区社協で実施している活動の地域差を解消し、地域での支え合いの活動を推進する。また、新たな地区社協の設立に向けて、地域との調整を行う。	地区社協設置数 26 地区
地区担当職員制による活動支援	地区社協の運営・活動における相談を受け付け、必要な情報を提供する。また、地区社協の行事などに参加し、円滑な連携を図る。	地域福祉懇談会への参加 3回



地域福祉懇談会



白銀地区社協福祉パレード

I－(2) 福祉ニーズの把握

様々な年代の多様化する福祉ニーズを的確に把握し、地域の問題解決に向けた福祉活動を推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
地域福祉懇談会の開催	定期的に地域福祉懇談会を開催し、地域住民のニーズを把握する。	地域福祉懇談会 3回
若年層などを対象とした「福祉コン」の開催	地域福祉懇談会への参加が得られにくい若年層などをターゲットにした「福祉コン」(福祉懇談会)を開催し、次世代ニーズを把握する。	★新規事業

I－(3) 活動の担い手への支援と養成

地域福祉活動を活発化するためのリーダーを育成するとともに、今後、活動を維持・継続していくための新たな人材養成に取り組めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
活動の担い手への支援	地区社協の運営、見守り活動、サロン活動などの研修会を開催し、地区社協相互の情報交換の場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協リーダー研修 1回 ・高齢者サロン研修 2回 ・子育てサロン研修 1回 ・ほのぼの協力員研修 1回
活動の担い手の養成	若い世代が地区社協の活動に参加するきっかけづくりとなるよう、ボランティア講座や体験プログラムなどの充実を図る。	★新規事業



地区社協との共催による健康講座



ファミリーサポートセンター&子育てサロン研修会

基本目標Ⅱ 福祉の心を育む人づくり

(1) 福祉教育の推進

(2) ボランティア活動への参加促進

Ⅱ－(1) 福祉教育の推進

福祉教育への取り組みや福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの福祉への意識を高め、お互いを理解し、尊重し合えるような「共に生きる社会」を目指します。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
ボランティア推進校事業	児童・生徒を対象とし、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域でのボランティア活動等を通して、思いやりの心を育て、お互いに助け合う力を養い、併せて家庭や社会への啓発を図ることを目的に、ボランティア推進校事業を継続して実施する。また、推進校の取り組みを広く周知する。	推進校 14校
出前講座の充実	車イス体験、高齢者疑似体験、点字体験等の出前講座を継続して実施するとともに、新たな講座メニューの開発、充実に努め、市民の福祉意識の向上を図る。	出前講座 17回 延人数 885人
福祉体験学習サポーターの養成	学校や地域における車イス体験、高齢者疑似体験等の福祉体験学習を支援するサポーターを養成し、福祉について学ぶことを応援する体制の充実を図る。	養成研修 1回 参加人数 15人



車椅子体験



アイマスク体験

II - (2) ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動についての周知を図り、活動への参加を広く呼びかけます。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
ボランティアセンター運営事業	ボランティア活動メニューの開拓、ニーズに合わせた講座の開催、ボランティア情報発信の充実を図り、ボランティア活動の促進を図る。	ボランティア活動メニュー 111種 講座延人数 115人 ボランティア登録数 個人 93人 団体 353団体
市民活動サポートセンター運営事業	市民活動団体の活動拠点として設置した、市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営し、打合せスペースや作業スペース、市民活動に関する情報などの提供を行い、活動しやすい環境を整備する。	登録団体数 206団体 情報交流サロン延利用人数 4,695人 ワークステーション延利用人数 1,504人
シニアはつらつポイント事業	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動に対してポイントを付与する事業に取り組み、高齢者の社会参加や地域貢献活動を支援する。	活動実人数 136人 活動延人数 2,279人 受入施設数 63施設



市民活動団体パネル展(総合福祉会館)



ボランティア・市民活動フェスティバル(市庁前広場)

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

(1) 住民同士の支え合いの促進

(2) 地域での自立支援体制の充実

(3) 権利擁護の推進

(4) 災害時の支援体制の充実

(5) 福祉サービスの充実

Ⅲ－(1) 住民同士の支え合いの促進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地区社協を主体とした地域福祉活動の活性化を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
ほのぼのコミュニティ21推進事業	地区社協に「ほのぼの交流協力員」を配置し、一人暮らし高齢者等、地域とのつながりが必要と認められる世帯を定期的に訪問するなどして、日常生活の中で見守り支え合う体制の充実を図る。また、未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	実施地区 22 協力員数 844人 訪問世帯 1,214世帯
高齢者サロン事業 (ほっとサロン)	地区社協が実施主体となり、小地域ごとに高齢者サロンを実施し、高齢者の閉じこもりや孤独感の解消、心身機能の維持向上を図る。未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	実施地区社協 22 サロン数 55 実施回数 528回 参加人数 13,940人
子育てサロン事業	地区社協が実施主体となり、小地域ごとに子育てサロンを実施し、育児の不安軽減や情報交換ができる場を提供する。未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	実施地区 21 サロン数 21 実施回数 221回 参加人数 9,603人
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)の登録及び紹介を行い、会員相互の援助活動の充実を図る。 (八戸圏域定住自立圏広域事業)	依頼会員 414人 提供会員 248人 両方会員 21人 活動件数 746件

Ⅲ－（２）地域での自立支援体制の充実

既存の制度・サービスでは対応できない問題を抱えた方に対し、さまざまな社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに寄り添った支援の充実を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
八戸市生活自立相談支援センター	生活困窮者の早期支援と自立促進を図るために、多様な支援機関、社会資源とのネットワークを築き、相談者が抱えた複合的な課題の解決に向けた伴走型の支援を行う。また、相談から浮き彫りにされた福祉ニーズを検討し、解決できるような仕組みづくりに努める。	平成27年度の 新規事業
資金の貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立促進を図るため、「たすけあい資金」の貸付、「生活福祉資金」の貸付相談を行う。	たすけあい資金 277件 生活福祉資金 120件
ふれあい相談所	住民が身近に相談できる窓口としての相談所を運営し、日常生活のあらゆる心配ごとに対する「なんでも相談」や法テラスとの共催による「法律相談」を行う。	相談者数 なんでも相談(週2回) 176人 法律相談(週1回) 412人
障がい者就労支援事業	障がい者の就労支援団体とのネットワークを築き、就労に関する情報の共有、理解促進のための研修会を開催する。	就労サポーター養成講座 延人数 144人 就労に関する研修会 参加人数 104人 ネットワーク化会議 5回
福祉安心電話サービス事業	青森県社会福祉協議会との協働により、在宅の高齢者や障がい者に対して、通信機器を媒体としたシステムを用いた「緊急通報系システム」、「みまもり系サービス」の普及を図る。	緊急通報系システム 安心電話設置数 45件 みまもり系サービス おげんきメール 1件
福祉団体との連携と育成	民生委員児童委員協議会と連携し、困りごとを抱えた人への相談や支え合いの体制の充実を図る。また、同じ福祉課題を抱える人たちの当事者組織に助成金を交付するなどして、側面から支援する。	民生委員児童委員協議会事務局の受託 助成金交付団体 14団体

Ⅲ－（３）権利擁護の推進

高齢者や障がいのある方が安心して福祉サービスを受けたり、自分の権利や財産を守れるように支援します。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状態にあり、日常生活に不安のある方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払、大切な書類の保管等の援助を行う。 (8市町村広域事業)	利用者数 60人 相談件数 1,124件 生活支援員数 38人
市民後見人の後見監督業務	家庭裁判所からの就任要請に応じ、判断能力が不十分な方の財産管理と身上監護を行う市民後見人の監督業務を行い、市民後見活動を支援する。	受任件数 1件
成年後見事業への取り組み	判断能力が不十分な人で、身寄りがなく、経済的な理由等により成年後見人の適切な候補者が見つけられない等の課題に対する支援体制を構築する。	★新規事業

Ⅲ－（４）災害時の支援体制の充実

災害時の迅速な対応の重要性を認識し、ボランティアの受け入れや派遣体制づくりを推進します。

また、平常時から、関係機関・団体相互の情報交換や交流を図り、「顔の見える関係」づくりに努めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
災害ボランティアコーディネーターの育成	「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の受講を促進し、市民に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの役割、必要性に対する理解を広げる。	災害ボランティアコーディネーター養成 1回
災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	定期的に災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行ってノウハウを蓄積し、災害時の体制整備を図る。	八戸市総合防災訓練への参加 1回
災害ボランティアの啓発活動	災害ボランティア展を開催し、広く市民へ災害ボランティア活動の理解促進を図る。	災害ボランティア展 7日間
「災害ボランティアネットワーク八戸」との連携	行政や防災関係団体、NPO等の協力を得ながらネットワークを構築し、災害時に協働できる体制づくりを行う。	ネットワーク会議 2回 加盟団体数 9団体

Ⅲ－（５）福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ニーズに即した福祉サービスの提供を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
児童館運営事業	子どもたちに健全な遊びを提供し、思いやり、協調性、行動力、心の豊かさを育むとともに、地域のニーズに合った事業を実施し、地域や家庭と連携した子育て支援に取り組む。	小型児童館6館延利用人数 15,953人 児童センター9館延利用人数 112,045人
老人福祉センター南郷運営事業	高齢者の健康相談、趣味教養講座の開催、入浴施設の提供により、高齢者の生きがいづくりや健康増進を図る。	延利用人数 3,235人
居宅介護支援事業	要介護者等が日常生活を営むために必要な介護サービスを適切に利用できるよう、利用者や家族のニーズに合ったきめ細かなサービス提供を行う。	延利用人数 870人
訪問介護事業	要介護者等が地域で安心して自立した生活ができるよう、きめ細かな身体介護、生活援助を行う。	延利用人数 3,653人
通所介護事業	要介護者等に入浴、食事、レクリエーション、機能訓練、相談等のサービスを提供し、社会的孤立感の解消および心身機能の維持を図る。	延利用人数 6,615人
訪問入浴介護事業	在宅での入浴が困難な要介護者等に対して、訪問入浴車で自宅を訪問し、安全で快適な入浴サービスを提供する。	延利用人数 289人
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、専門的・客観的な立場から評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図る。また、福祉サービス第三者評価事業の推進組織と連携して受審の普及促進を図る。	所属調査員 14名 評価件数 2施設

基本目標Ⅳ 組織体制の強化と基盤づくり

(1) 財政基盤の強化

(2) 職員の資質向上と人材育成

(3) 広報活動の充実

Ⅳ－(1) 財政基盤の強化

基本目標Ⅰ～Ⅲの取り組みを進めるための財源確保等に努め、住民相互の支え合いによる地域福祉活動の実現のために、安定した地域福祉活動に継続して取り組めるような体制づくりを進めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
会員の拡大	会費は、地域福祉活動を推進するうえで貴重な財源となっている。社協の活動を広くPRし、会員制度への理解と加入促進を図る。	一般会員 37,947 世帯 団体会員 254 団体 特別会員（個人）103 人 特別会員（企業）6 団体
自主財源の確保	市社協広報紙、ホームページ、社会福祉大会プログラム等を媒体とした広告の募集に努める。また、社協の活動を広くPRし、寄附の協力を呼びかける。	広報紙企業広告 2 社（各3回掲載）
共同募金活動の充実	地域福祉活動を推進していくうえで、貴重な活動財源である共同募金について、その有効性を県共同募金会などと連携して広報していくとともに、必要な配分を受けられるよう積極的に事業提案を行う。	赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金
基金の運用	安全性に配慮した基金の運用により、果実の増額を図り、自主事業に活用できるよう努める。	ボランティア活動基金 運用基金

IV - (2) 職員の資質向上と人材育成

さまざまな地域社会の課題に対応するため、職員の資質向上と、専門性の向上に向けた人材育成に努めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
研修体制の充実	内部研修、外部研修などに積極的に参加し、業務に必要な知識の習得、他市町村社協との情報交換を図り、資質向上に努める。	内部研修 3回 外部研修 132回
専門資格取得の支援	勉強会などを開催し、社協職員として求められる専門性に関する資格取得を支援する。	社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士

IV - (3) 広報活動の充実

より効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	平成26年度実績
広報紙の充実	市社協、地区社協の活動について、より分かり易く、多くの方に関心を持ってもらえるような紙面づくりに努めるとともに、発行回数を増やすなど、質・量両面で充実を図る。	11,000部×3回発行
インターネットを活用した広報	ホームページやフェイスブックを随時更新し、リアルタイムな情報発信に努め、幅広い年齢層にアピールする。	ホームページの運用
広報ツールの作成	社協職員がさまざまな事業を通じて社協のPRができるような広報ツールを検討する。	★新規事業



ホームページ



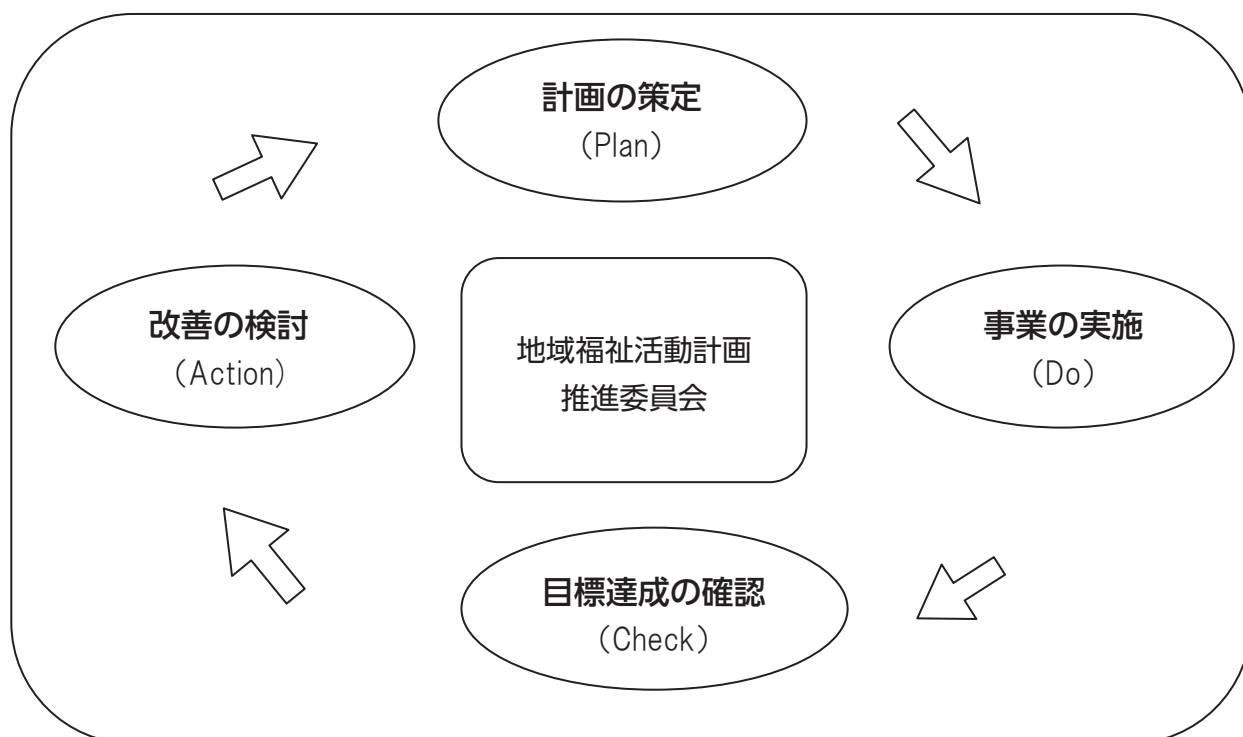
広報誌「社協はちのへ」

第4 計画の推進状況の把握と評価

地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進行管理」と「事業評価」を行うことが必要です。また、近年、地域福祉をめぐる社会状況や制度がめまぐるしく変化している現状においては、実施事業の検証や見直しを進めていくことも大切になります。

進行管理と事業評価については、計画の推進主体である市社協自らが、各年度の進捗状況の確認と事業評価を行うとともに、地域住民や福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉活動計画推進委員会」を組織し、点検と評価を行う体制を設けます。

点検・評価にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)というPDCAサイクルを確立し、効果的な事業推進を図ります。



地域福祉活動計画推進委員会

資料

1. 計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 住民参加型の地域福祉活動の推進が求められている中で、八戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の今後の活動方針を示すための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に属する委員 15 名以内で組織し、市社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 関係行政機関
- (4) 当事者組織及び団体
- (5) NPO・ボランティア団体
- (6) 福祉施設・関係機関
- (7) 学識経験者
- (8) その他会長が特に認めた者

2 委員会には、委員の互選により委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(作業部会)

第4条 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために委員会のもとに作業部会を設置する。

- 2 作業部会員は、市社協職員を充てる。
- 3 作業部会には、作業部会員の互選により部会長 1 名及び副部会長 2 名を置く。
- 4 部会長は、専門分野に関して必要に応じて行政機関及び関係団体等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から活動計画の策定完了までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 委員会及び作業部会の事務局は、市社協総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、活動計画の策定に関し必要な事項は、会長が別に決める。

附則 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

2. 計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所属・職名
1	(1) 地区社会福祉協議会	江刺家 一弘	江陽地区社会福祉協議会 会長
2		新谷 範由	白銀地区社会福祉協議会 会長
3	(2) 民生委員児童委員協議会	○高瀬 壽男	八戸市民生委員児童委員協議会 会長
4		中嶋 幸一郎	下長地区民生委員児童委員協議会 会長
5	(3) 関係行政機関	豊川 寛一	八戸市福祉部 福祉政策課長
6	(4) 当事者組織及び団体	川村 暁子	八戸市手をつなぐ育成会 会長
7		前田 洋子	八戸市母子寡婦福祉会 会長
8		東山 国男	八戸市身体障害者団体連合会 会長
9		新坂 恒雄	八戸市老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長
10	(5)NPO・ボランティア団体	向谷地 正彦	八戸市ボランティア連絡協議会 会長
11		慶長 洋子	はちのへ男女共同参画推進ネットワーク 副代表
12	(6) 福祉施設・関係機関	吉田 立盛	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 理事
13		菊地 倫子	八戸市保育連合会 事務局長
14	(7) 学識経験者	◎関川 幸子	八戸学院大学人間健康学部 教授
15	(8) その他会長が特に認めた者	藤田 久美	日常生活自立支援事業生活支援員

◎委員長

○副委員長

3. 計画策定の経過

【策定委員会】

回数	開催時期	検討内容
第1回	平成27年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・組織会 ・地域福祉活動計画について ・アンケート調査について
第2回	平成27年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・第1次案について
第3回	平成27年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次案について
第4回	平成28年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募結果について ・最終案について
	平成28年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協会長への報告

【作業部会】

回数	開催時期	検討内容
第1回	平成27年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定の進め方についての準備会議
第2回	平成27年7月30日	//
第3回	平成27年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキンググループのテーマごとに話し合い、基礎資料を作成
第4回	平成27年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果の課題検討 ・市社協事業のテーマ別課題の整理(1次案の検討)
第5回	平成27年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・2次案の検討
第6回	平成28年3月3日・4日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終案の検討

4. 計画策定のための調査等

(1) アンケート調査

- ①調査対象 市内の福祉関係者、高齢者、障がい者、ボランティア、社協主催事業の参加者等
- ②調査方法 アンケート用紙を対象者に直接配布または所属団体等を通じて配布した
- ③調査時期 平成27年5月～8月
- ④配布数・回収数 配布数 539件
回収数 448件
回収率 83.1%

(2) 地域福祉懇談会

- ①開催時期 平成27年7月・平成28年2月
- ②対象 地域住民、民生委員、地区社協の役員及び各事業の担当者
- ③開催状況

開催日時	地区(場所)	参加者数
平成27年7月13日(月) 19時～20時	豊崎(瑞豊館)	17人
平成27年7月21日(火) 18時～20時	柏崎(柏崎公民館)	30人
平成28年2月5日(金) 14時30分～15時45分	南郷(老人福祉センター南郷)	30人

(3) 意見公募

- ①募集期間 平成28年1月8日(金)～2月8日(月)
- ②公表資料 第3期地域福祉活動計画案
- ③閲覧方法
 - ・市社協(本部・南郷支局)に設置
 - ・市社協ホームページへの掲載
 - ・各種講座等の参加者への配布
- ④募集方法 郵送・ファックス・電子メール・持参
- ⑤実施結果 応募者 0人
意見件数 0件

ふれあいネットワーク

八戸市社会福祉協議会 第3期地域福祉活動計画

発行年月 平成28年3月25日

発行 社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会

住所 八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館1階

電話 0178-47-2940

F A X 0178-47-1881

U R L <http://www.hachinohe-shakyo.or.jp/>